

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和5年9月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴い、所要の規定の整備を図るものです。	令和5年 9月議会  議案 第72号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴い所要の規定の整備を図るものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	防災・危機 管理課 089-948- 6791
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市火災予防条例の一部を改正する条例	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、急速充電設備等の基準に関し、所要の規定の整備を図るものです。	令和5年 9月議会  議案 第73号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 実施機関に裁量の余地がないと認められるため(実施要綱第3条第2項第2号に該当)	消防局 予防課 089-926- 9215
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例	旅館業法の改正に伴い、所要の規定の整備を図るものです。	令和5年 9月議会  議案 第74号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 旅館業法の改正に伴い所要の規定の整備を図るものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	生活衛生課 089-911- 1806
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

4	松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、所要の規定の整備を図るものです。	令和5年 9月議会  議案 第75号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い所要の規定の整備を図るものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	保育・ 幼稚園課 089-948- 6911
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆様の意見を

どのように聴いたのか、についてまとめたものです。

②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。

③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。

④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。

⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。

⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、

必要な事項を公表する ⇒市民の皆様の意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、

という一連の手続をいいます。